

一九八〇年代以降の大学政策とその大学への影響…

二 各論（学生支援）

沖 清 豪

はじめに 本稿の目的

本稿の目的は『早稲田大学百五十年史』第三巻執筆に向けての基礎資料として、第三巻が対象とする期間にあたる一九八〇年代から二〇一〇年代前半までの大学政策の特徴を、審議会答申や関連する組織の提言の検討を通じて明らかにすることである。すでに公表した総論では高等教育政策全般に関する答申や報告文書を整理したのに対して、本稿では大学教育改革を支えるいくつかの論点を各論として確認することにした。具体的には、学生支援に関する文書や動向について確認する。

はじめに、当該時期の学生支援の方向性を転換する端緒となった報告書の内容を確認したうえで、個別論点としてポランテニア活動をめぐる議論と障がい学生支援⁽¹⁾に関する文書等を整理し、一九八〇年代以降の大学教育改革が何を

目指してきたのかについて改めて確認することとしたい。

第一章 廣中レポートによる学生支援の転換

学生の学習面以外の指導・支援については、伝統的に厚生補導や健康面での指導・支援体制の充実の必要性への言及という文脈で語られてきた。例えば一九五八年の学徒厚生審議会答申はその構成がまさに制度面での対応と健康面での指導・支援体制に対する答申から構成されており、二〇世紀中盤の学生支援のあり方を示唆するものであった。一方で並行して学生運動が激化する中で、厚生補導や大学のあり方自体も問われることとなった。

第二次世界大戦後の大学は、学校教育法で定められた「學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」(学校教育法第八三条)を目的とする機関と定められている。その専門教育を実施し、知的、道徳的および応用的能力の展開に必要な正課外での指導は、一九九〇年代以降、大学進学率が上昇し、従来とは異なる価値観、文化を有する集団が大学に入学してくるにあたり、そのあり方を変容させる必要に迫られることとなった。

しかし一九九〇年代の中央教育審議会や大学審議会の議論では、おもに量的な側面で入学者を捉え、あるいは大学自己評価の拡充の中で学生に対する正課外での指導・支援のあり方に言及するに留まっており、学生の変容を捉え直し、教育機関としての大学の在り方を問い直す議論は、少なくとも教育行政内では進んでいたとはいえない。

二〇〇〇年代を迎えると、新たに導入された認証評価制度の下で、自己点検・評価報告書に学生支援に関する多様な取組みを明記することが求められることとなった。その結果、各大学の教育機能や学生の状況に応じて多様な支援

の取組が実行され報告書に記されている。また、大学改革を支援していく取組みであるG P事業においても、学生支援全般、とりわけキャリアに関する取組みに公的助成が行われるという中央行政主導の大きな変化もまた注目されるところである。

こうした状況の変化を生み出した端緒として重要な文書が、二〇〇〇年に「大学における学生生活の充実に関する調査研究会」が公表した報告書、「大学における学生生活の充実方策について（報告）—学生の立場に立った大学づくりを目指して—」である。本報告書は研究会座長を踏まえて「廣中レポート」と呼ばれており、本稿でもこの略称を使用する。

本章では、廣中レポートの内容を確認し、二〇〇〇年代以降の学生支援に与えた影響を確認することとしたい。

1. 廣中レポートの概要

廣中レポートは、学生支援（厚生補導）をめぐる大学政策全般に大きな転換を迫る指針の転換を図ったものであった。廣中レポートはその冒頭で、「近年の社会環境の変化や大学進学率の上昇などに伴い、多様な能力や適性を有する学生が大学に入学している状況に適切に対応していくことが必要であるとの認識に立ち、学生を中心に捉えて、大学における豊かな学生生活を実現するための方策」を検討するという研究会としての立脚点を示している。この前提はすなわち、一九八〇年代以降、進学率の高まりとともに学生の多様化が進む中で、「将来の職業や具体的な学修内容について、明確な自覚を持っている学生は、以前と比べると減っているように思われる。むしろ、そのような自覚を持たないまま、いわば『自分さがし』をするために大学に入学してくる学生が増えている」（第二節）と学生を捉え、その変化に大学教育が対応すべきであるという認識を示すものである。

廣中レポートが特に従来の各種答申等と異なるのは、大学教育における学生の位置づけの転換を迫っている点である。社会全体の教育機能の低下が進む中で、社会体験が十分ではない学生や心の問題を抱える学生が増加し、留年や退学といった問題につながっていると認識を示し、それに対する対応の必要性が謳われている。

こうした観点に基づいて、これからの大学は、学生が在学中にいかなる能力を身に付けたかや、いかに自立した人間として成長したかが、社会における大学の評価の際の基準の一つとなっていくものと捉えられている。本レポートが公表された二〇〇〇年という時期は、大学評価が自己点検・評価だけでは不十分であり、第三者評価としての認証評価の導入が検討される直前であり、また大学教育を学生の成長・発達というアウトカムから測定・評価するという考え方が導入される直前でもあることから、「大学教育の評価」指標としての学生の成長の重要性とそのため学生の支援のあり方が問われた時期でもある。

その転換を示したものがレポート第三節で言及された「教員中心の大学から学生中心の大学への視点の転換」である。廣中レポートでは、この視点の転換の理由を次のように説明している。

これまで、大学の教員の関心は、主として自らの研究に向けられ、学生の教育に対する責任を十分に意識していないということがしばしば指摘されてきたが、今後は、総体として教員の研究に重点を置く「教員中心の大学」から、多様な学生に対するきめ細かな教育・指導に重点を置く「学生中心の大学」へと、視点の転換を図ることが重要である。

近年、各大学で進められている組織改革やカリキュラム改革の取組は、大学における教育の改革を目指すものであるといえるが、それが真に実効あるものとなるためには、教育を提供する立場の論理だけではなく、学習する側である学生の立場に立つたものとして進められる必要がある。しかし、学生の立場に立つといっても、それが学生の短期的な満足のみに応えるような迎合的なものであってはならないことに、十分留意する必要がある。

このように、廣中レポートでは、学生に迎合することなく、しかし学習の主体である学生の立場を意識し、教育改革を図っていくことが大学教育に求められているという認識を踏まえており、レポート内ではこうした観点を踏まえて具体的な支援対象と課題について整理されている。

また、こうした変化の前提として、従来学生の主体性や自律性を前提に行われてきた正課外活動も大学の教育機能の一部として改めて位置づけ、様々な資質能力の育成の場として位置づけなおすことが求められている。

大学に入学している学生が多様化し、心の問題を抱える学生が増えている中で、これからの大学では、学生に豊かな知識を教授するのみならず、教職員が学生との人間的なふれあいを通じ、切磋琢磨しながら、道徳観、責任感などの高い倫理性とともに、忍耐力、意思伝達力、折衝力、決断力、適応力、行動力、協調性など、複雑化し、価値観が多様化した社会の中で生き抜くための基本的な能力の涵養に努めていくことが求められる。

そのためには、正課教育や正課外教育の中で、学生が社会との接点を持つ機会を多く与えたり、また、学生の自主的な活動を支援するなど、各大学がそれぞれの理念や教育目標を踏まえ、個性化や多様化を進める中で適切に取り組んでいくことが期待される。その際、従来、正課教育を補完するものとして考えられてきた正課外教育の意義を捉え直し、そのあり方について積極的に見直す必要がある。

(第三節(2))

なお、こうした前提を踏まえつつ、大学側には教員に対する意識改革の要請と研修の充実、職員の専門性の充実、さらに支援にあたっての学生の活用といった提言も行っている。

こうした学生支援全体の捉え方の転換に合わせて、個別支援の在り方についてもいくつか言及されている。具体的には学生相談、就職支援、就学指導、学生の自主的活動及び学生関係施設の四点が、現状と課題をふまえつつ今後の

改善方向について言及されている。

2. 廣中レポートのインパクト

廣中レポートは大学進学率が五〇％を超えた現在において、大学が果たすべき機能を捉え直す必要があることを訴えた点で、その後の中央教育審議会での議論や大学改革をめぐる言説に大きな影響を与えている。特に学生中心の大学という大学の機能の再定義は、研究機能とそのため学問の自由を強く訴えてきた従来の大学や教員の論理を問うものとなった。

二〇〇五年以降の中央教育審議会答申に見られる大学教育改革の推進策には、必ずと言ってよいほど、学生中心の大学という観点が示されている。個別支援のあり方の転換として示された職員の専門性の充実はSD（職員研修）ないしFD（教員研修）の義務化という文脈で新たな展開を示している。また、学生の活用という面ではいわゆるピア・サポートや学生リーダーの育成といった取組みが学生支援の文脈で改めて注目される。

一方で大学の役割は在学生の教育だけではないのも歴史的に認められる必要がある。学生支援をだれがどのような立場として進めていくのが、改めて問われることとなった点にも、廣中レポートの意義を認めることができるであろう。

それではこうした観点の転換は学生支援全体にどのような意義を及ぼしていたのであろうか。以下、正課外教育への関心の高まりを示すボランティアをめぐる議論や、学生の多様化を示す障がい学生支援では、こうした観点の転換も視野にいれつつ、一九九〇年代までの議論と二〇〇〇年代以降の議論を確認していくこととしたい。

第二章 障がいのある学生の支援

学生支援全体の中で、障がい学生支援は世界的な動向や法制の整備を通じて、初等中等教育段階における障がいのある児童生徒に対する支援、特に進路保障との関連でも問われてきた課題である。本稿では一九九〇年代までの全体的な動向を踏まえつつ、二〇一〇年代に話題となっている「合理的配慮」の問題までを確認する。

1. 一九九〇年代までの課題と動向

障がいのある学生をめぐる支援体制は、入学時における障壁の解消、入学後の学修面および生活面での支援体制の整備、そして卒業後の進路をめぐる支援・取組みといった入学時から卒業までの多様な機関での支援体制が必要となる。本来こうした取組みは一般学生についても留学生についても同様に行われるべきものであるが、個別のニーズに対応するという面で、教職員や一般学生からは見えにくい障がいのある学生のニーズをどのように共有し、差別解消法で明記された「合理的配慮」を実施していくのが大学に問われてきている。

一方で、障がいの程度に応じて障がいのある学生が必要とする支援のあり方も異なっている。こうしたニーズの違いに個別に対応していくことも本来的には学生支援全体で当然のことではあるが、特に障がいのある学生にとって支援者や制度面での対応が必ずしも見合ったものにならないという課題も話題になってきた。

さらに、学生支援担当の教職員や友人学生、あるいは学生サークルを中心とした学内の各種ボランティア団体による支援体制は構築できたとしても、周囲の教職員や学生にとって障がいのある学生が在籍していることの意味が必ず

しも周知されていないという問題も残されている（沖二〇一七）。

こうした入学後の支援をめぐる議論が重ねられてきた結果、現在までに一定の支援体制が構築されてきた。しかしこの支援体制を活用するためには、その学生が当該大学に入学しなければならぬ。つまり入学時の障壁がまず問われてきたのが二〇世紀初頭から一九九〇年代までの状況であった。

入学試験の障壁をめぐる議論は大学外の民間支援団体が様々な点から議論を重ね、大学等との話し合いが重ねられてきた。その成果として一九七九年の大学入試センターによる大学第一次共通試験の実施にあたり、「身体障害者受験特別措置」が制度化され（国立大学協会・大学入試センター一九七七）、大学入試センター試験に転換した現在まで「受験特別措置」として多様な課題に対応した特別措置が制度化されている。

すでに一九七〇年には障害者基本法が制定され、教育全般に対する支援体制の必要性が示されており、さらに一九八二年に公表された「障害者施策に関する長期計画」においては高等教育における障害者への配慮の重要性が言及された。そして一九九三年の「障害者施策に関する新長期計画」において、以下の方針が示されている。

高等教育段階における障害児（者）に対する施策の充実

障害児（者）が、その能力・適性等に応じて高等教育へ進むための機会を拡充するため、受験機会の確保、入学後におけるボランティア活動等による手話通訳・点訳等の支援体制の確立、必要な施設・設備の整備等につき一層の充実を図る。

（第二 分野別施策の基本的方向と具体的方策 2 教育・育成）

こうした課題は二〇〇一年に公表された文部科学省による調査研究協力者会議の報告「二一世紀の特殊教育の在り方について」において、改めて指摘されている。

なお、障害のある者が、その能力・適性等に応じて高等教育機関で十分な教育を受けることができるよう各大学等においては、受験機会の確保に努め、障害の種類や程度に応じて試験時間、出題・回答の方法、試験場等について特別な配慮を行うとともに、必要な施設・設備や手話通訳、ノートテイカーなどの学習支援の一層の充実を図ることが期待される。（第三章 3）

これらの文書からは、一九八〇年代から二〇〇〇年代にかけて、障がい学生支援のあり方として、受験機会の問題や入学後の学修支援のあり方に関する改善が繰り返し指摘されながら、改善に向けた大きな流れには至っていないことが伺われる。例えば本学における障がいのある志願者の受入れ状況を振り返ると、一九九〇年代末までは障がい学生が入学した箇所ごとにその支援のあり方について検討し、日常生活面では学生ボランティア団体が協力して支援の実施することが一般的であり、全学的な対応策が十分とは言えない状況にあった。これは日本全体でみても、一部の大学を除き同様のことを指摘することができるだろう。特に選拔性が高く、基礎学力が相当に高い受験生でなければ入学できないという状況が一般的であった一九九〇年代末までは、たとえ試験時間の延長や受験会場での特別な支援体制が取られたとしても、競争倍率の高い学力選抜を突破することができず、障がいのある受験生が本学をはじめ大学に進学できる機会がそもそも限定的であった点も無視できない。

しかしこうした現実の中で、一九九〇年代以降、法規の整備が進み、大学入学者の多様化、進学率の上昇を通じて、新たな対応が迫られる状況となってきたのである。

2. 二〇〇〇年代以降の動向

二〇〇〇年代に入り、障がい学生支援のあり方は大きく変化を遂げてきている。一つは、二〇〇一年に独立行政法

人化された国立特殊教育総合研究所（現、国立特別支援教育総合研究所）における高等教育機関対象の研究や支援ガイドの作成が進められてきたことを通じて、大学内における障がいのある学生に対する具体的な支援のあり方をめぐる基礎研究が進んだことが背景となっている。さらに、二〇〇四年に新設された独立行政法人日本学生支援機構がその支援課題の一つとして障害学生支援を設定して調査研究や研修を充実させ、多くの大学に情報が提供されてきたことも無視できない。本稿では日本学生支援機構の調査研究を中心に、二〇〇〇年代以降の新たな動向を確認する。

日本学生支援機構は日本育英会等いくつかの学生支援団体の機能を統合し、文部科学省の調査機能の一部も移譲される形で設置された機関である。その調査の一つが「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」であり、二〇〇五年度から現在まで毎年継続的に実施されている。

本調査のデータを確認すると、二〇一八年五月一日現在における障害学生数は三三三、八一二人（全学生数の一・〇五％）、障害学生在籍学校数九四一校（全学校数一、一六九校の八〇・五％）となっており、二〇〇五年度調査の障害学生数五、四四四人（全学生数の〇・一六％）、障害学生在籍学校数五九二校（回答校全体の五九・一％）と比較して、障害学生数で六・二二倍、在籍学校数でも一・五九倍に達している。特に近年発達障害のある学生数が増加しており、入学後の支援体制が強く問われる状況となっている（西村・沖 二〇一八）。

こうした変化は廣中レポートによる学生支援の捉え方の転換の影響も考えられるが、それ以上に二〇〇〇年代中盤以降障がい学生支援に関する大学間での連携が進んだこと、そして二〇一〇年代に入って法整備が進んできた点が注目される。

大学間の連携として注目されるのは、日本学生支援機構によって進められている「障害学生修学支援ネットワーク」と、広島大学が中心となって進められてきた「アクセシビリティリーダー育成協議会」の取組みである。前者は日本

学生支援機構設立以来進められてきており、拠点校と呼ばれる九つの大学と三つの協力機関によって障害学生支援をめぐるサポートが実施され、主に新たに障がい学生を受け入れる大学やその担当者からの問い合わせに対応してきている。一方後者はネットワーク拠点校の一つでもある広島大学を中心に民間企業からの協力を得て、授業を通じて支援者であるアクセシビリティリーダーの育成を進める取組みである。⁽²⁾

そしてこうした取組みの基盤となっているのが法整備である。二〇〇六年に国連で採択された障害者権利条約が二〇一四年に日本でも批准され、並行して二〇一六年には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が制定された。この条約と法律により、高等教育機関においても障がいのある学生に対する差別的取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止が義務となっている。⁽³⁾

結果的に二〇一〇年代中盤以降、障がいのある学生に対する支援のあり方が大きく転換し、日常の教育・生活面で多様なニーズを有する学生に対してどのような支援が可能なのかを大学が配慮することの重要性が確認されたのである。

こうした取組みは文部科学省での支援体制の検討にも影響を及ぼしている。二〇一二年には「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」が設置され同年一二月に第一次まとめが公表されている。その中では、条約批准をめぐる議論の焦点となっていた「合理的配慮」の定義について検討され、それを踏まえた支援のあり方が議論されている。本報告では大学等における合理的配慮について、

障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とさ

れるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

(四、本検討会における合理的配慮の定義)

と定義し、その基本的考え方として、「障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保すること」、「高等教育を提供することに鑑み、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持すること」、「入学者選抜において、大学の学修に必要な能力・適性等について、障害のない学生と公平に判定するための機会を提供すること」、および「受入れ後は、個々の学生の障害の状態・特性等にに応じて、学生が得られる機会への平等な参加を保障するよう配慮する」ことが示された。

一方で、「高等教育を提供することに鑑み、教育の本質や評価基準を変えてしまうことや他の学生に教育上多大の影響を及ぼすような教育スケジュールの変更や調整を行うことを求めるものではない」ことも明記され、高等教育の質保証という面からも、特別扱いするのではなく、公正 (fairness) な取り扱いをすることの重要性が確認されている点も重要である。

また、教育方法に関して、情報保障の重要性、予復習を含めたシラバスや使用される教科書・教材に学生がアクセスできるようにするための配慮、学外の学習、インターンシップへの配慮、あるいは公正な試験や成績評価の実施といった具体的な取組みについても例示されている。⁽⁴⁾

なお教育機関における合理的配慮や相談体制の整備等については、二〇一五年の文部科学省高等教育局長通知「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について」で具体的に言及され、次の各号が指針として示されている。

一 機会の確保…障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保すること、また、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持すること。

二 情報公開…障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すこと。

三 決定過程…権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うこと。

四 教育方法等…情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮を行うこと。

五 支援体制…大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めること。

六 施設・設備…安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮すること。

(第六 分野別の留意点について 2 高等教育段階)

当然のことながら、こうした指針で示されたもの以外は大学が提供する必要がないということではなく、多様な学生の教育的ニーズに応じて柔軟な対応が求められている。

本学では二〇〇六年に障がい学生支援室が設置され、従来個別部局で実施されてきた障がい学生支援が全学的な体制の下で実施されるようになって⁽⁵⁾いる。さらに二〇一七年に学生の多様性を踏まえてスチューデントダイバーシティセンターという、より大きな枠組みの中に障がい学生支援室が位置付けられた。こうした本学の取組みや体制の変化の背景として、国全体の教育政策や法制の転換が影響を及ぼしている点が改めて確認できる。

第三章 ボランティア・奉仕活動

大学生のボランティア活動や奉仕活動は従来からサークルや学外の団体を通じて行われることが一般的であった。

あるいは社会教育の文脈で言及されることが少なくなかった。これは、その原則として「自発性」、「無償性」、および「公共性」が求められてきたために、学校教育の正課内で取り扱うことには慎重であるべきと捉えられてきたことが一つの背景として考えられる（原田 二〇〇二）。大学教育段階でも、開発教育や地域支援に関する授業での経験を通じて、自発的に参加するという事例は当然見られたが、ボランティア活動に参加することで収入を得ることや、単位を得ることについては、現在でも忌避する文化がないとはいえない。

一方で、特に阪神大震災直後やその後の自然災害に対するボランティア活動の拡大を通じて、ボランティア活動の捉え方が転換されてきたとの指摘もある。それは特に現在のボランティア活動が期待されている「自発性」から「主体性」へ転換し、社会性獲得のための活動として認識されるなかで、青少年がボランティア活動を通じて、課題解決に関する多様な経験を積み重ね、それが結果的に正課内の学習経験を豊かにするとともに、学力の三要素とされている「主体的に多様な人々と協働する経験」を得ることにつながっていることが注目されてきたのである。

特に一九九〇年代に公表された興梠寛氏の文献（興梠 一九九九）や翻訳（ディクソン 一九九四）は、従来社会教育の領域や生涯学習ボランティアの文脈で語られてきたボランティア活動を、一般学生が積極的に参加できるものへと転換するにあたり、無視できない影響を及ぼしてきた。

結果的に、大学教育や学生支援の文脈でボランティア活動を捉え直す動きが一九九〇年代後半から政策的にみられるようになり、早稲田大学を含むいくつかの大学におけるボランティアセンター設立へとつながっている。

本節では、こうしたボランティア・奉仕活動を大学教育内で捉え直す契機となった中央行政の報告書などを確認することとしたい。

1. 一九九〇年代の動向

冒頭に述べたとおり、ボランティア活動にとつての一九九〇年代は、それまでのボランティア四原則を重視した特別な活動という捉え方が、阪神大震災を端緒として転換しはじめた時期にあたる。いくつかの大学でも、ボランティアに関心をもつ学生を組織化し、被災地での活動に参加するなどの取組みが見られた。

一方で、この段階では社会教育や生涯学習の観点からの自主的な活動という位置づけの中で捉えられる傾向とともに、大学教育におけるボランティア活動を就職活動等とのつながりで見るといふ姿勢も無視できない。

一九九八年の大学審議会答申「二一世紀の大学像と今後の改革方策について ―競争的環境の中で個性が輝く大学―」では、大学生とボランティア活動の関連に関して、以下のような記述がみられる。

さらに、社会でのボランティア活動や大学と企業が協力して学生に自らの専攻や将来の職業に関連した就業体験を与えるインターシップ等、学外の体験を取り入れた授業科目の開設などにより社会の実践的な教育力を大学教育に活用するという視点も重要である。 (第二章 2)

また、インターシップ制度の積極的な導入や、学生のボランティア活動等地域社会に貢献する活動の促進に積極的に取り組むことも重要である。(中略)

大学と企業が協力して学生に自らの専攻や将来の職業に関連した就業体験を与えるインターシップ制度を積極的に導入すること、ボランティア活動等地域社会に貢献する活動を授業に取り入れたり学生の自主的活動を支援することに大学が積極的に取り組むことも重要である。 (第二章 3)

こうした同様の趣旨である複数の記述は、大学生の学外での活動としてのボランティアと、就業体験としてのイン

ターニシップとが同じ文脈でとらえられていることを示唆しているものであろう。

さらに遡ると、一九九二年に公表された生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」において、ボランティア活動を拡充していくために、従来の基本的理念である無償性、自発性を尊重しつつも、福祉や慈善活動といった限定的な認識を打破して、社会的な重要性を強調するために、何らかの評価を行うことが重要であると指摘し、以下のような評価の在り方を提案している。

ボランティア活動を今後一層支援し、発展させるために必要な社会的な評価の在り方として、例えば次のような点について検討する必要がある。

- ① 学校外のボランティア活動の経験やその経験を通じて得た成果を適切に学校における教育指導に生かすこと。
- ② ボランティア活動の経験やその成果を賞賛すること。
- ③ ボランティア活動の経験やその成果を資格要件として評価すること。
- ④ ボランティア活動の経験やその成果を入学試験や官公庁・企業等の採用時における評価の観点の一つとすること。

(第三部 9 評価)

入学者選抜においても、推薦入試やAO入試の普及に伴ってボランティア活動が出願要件の一つと位置付けられることになり、その状況は現在まで続いている。

また、一九九九年の生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす ―生涯学習の成果を生かすための方策について―」では、

大学生については、主体的な職業選択のできる高い職業意識を育成する観点からインターンシップの導入が進められている。また、大学生によるボランティア活動も盛んになってきている。このような学習活動は、学生の主体的な学習意欲の現れであり、意義のあることである。

大学設置基準等については、これまで学外の学修の成果を単位として認定するよう弾力化を図ってきたが、例えば、ボランティア活動やインターンシップ等の学外の様々な学習成果を授業科目の中に位置づけるなど単位認定が促進されるよう、各大学における工夫が望まれる。

(第二章 2. D)

としてボランティア活動やインターンシップといった学外での学修成果を大学教育の正課の一部として単位認定を一層進めるために、授業科目としてボランティア活動を設定するといった提言も見られる。

一方で、文部省が組織した学生のボランティア活動の推進に関する調査研究協力者会議の報告書「大学教育におけるボランティア活動の推進について」が、一九九九年に公表されている。その議論の過程では、英国のギャップ・イヤー (gap year) に関する言及も確認でき、多様な入試や単位のためのボランティアではなく、ボランティア活動を通じた成長・発達という捉え方も確認することができる。

2. 二〇〇〇年代の捉え方

(一) 奉仕活動と入学者選抜への注目

二〇〇〇年代に入り、文部省から文部科学省への改組の後に再編された中央教育審議会では、大学教育改革を推進するために多様な側面から大学において学生が学び、あるいは経験すべきことについて各種の答申において言及されてきた。

特にこの時期は教育改革国民会議の最終報告が二〇〇〇年一二月に公表されており、各学校段階で奉仕活動の義務化が提言されていることが注目される。その中でも十八歳以上の国民に対しては、「奉仕活動を全員が行うようにする」の第三点目として、

将来的には、満十八歳後の青年が一定期間、環境の保全や農作業、高齢者介護など様々な分野において奉仕活動を行うことを検討する。学校、大学、企業、地域団体などが協力してその実現のために、速やかに社会的な仕組みをつくる。

という内容の提言が出されている。大学生を含む全国民に奉仕活動を「義務化」することは是非は十分検討される必要があるが、大学が企業や地域団体と協力・連携して、多様な奉仕活動を高校直後の十八歳を超えたばかりの学生が行うことができるような仕組みと理念が求められていたことも、二〇〇〇年代における学生支援としてのボランティア活動の展開に影響していることが考えられる。

こうした動向が審議会答申内に象徴的に表れたのが、二〇〇二年の中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」である。本答申は奉仕活動、ボランティア活動の高校・大学入試における利用や単位化に複数回言及している。

この答申は、社会全体での奉仕活動・体験活動の重要性を強調し、特に初等・中等教育段階と高等教育段階における奉仕活動の重要性を強調した内容となっている。その前提として、奉仕活動を、

個人が能力や経験などを生かし、個人や団体が支え合う、新たな「公共」に寄与する活動、具体的には、「自分の時間を提供し、

対価を目的とせず、自分を含め他人や地域、社会のために役立つ活動」を可能な限り幅広くとらえ、こうした活動全体を幅広く「奉仕活動」と考えることとしたい。ただし、言葉として、広く一般に定着していると考えられる場合など、「ボランティア」「ボランティア活動」という用語を用いることがよりふさわしい場合には、そのまま「ボランティア」「ボランティア活動」としても用いる。

(一)、2.(1) 奉仕活動・体験活動の概念)

と整理している。結果的に大学入試に関連する文脈では、奉仕活動という語彙は用いられておらず、特に説明なく従来からのボランティア活動として言及されている。

本答申の後半では、十八歳以降の奉仕活動としてのボランティア活動の推進として影響が大きいものと判断される方針が提示されている。以下の内容は特に注目される点である。

大学、短期大学、高等専門学校、専門学校などにおいては、学生が行うボランティア活動等を積極的に奨励するため、正規の教育活動として、ボランティア講座やサービスマーケティング科目、NPOに関する専門科目等の開設やインターンシップを含め学生の自主的なボランティア活動等の単位認定等を積極的に進めることが適当である。

また、学生の自主的な活動を奨励・支援するため、大学ボランティアセンターの開設など学内のサポート体制の充実、セメスター制度や、ボランティア休学制度など活動を行いやすい環境の整備、学内におけるボランティア活動等の機会の提供などに取り組むことが望ましい。

こうした大学等や学生の取組を支援するため、国においてボランティア教育や活動を積極的に推進する大学等に対する支援措置を講じることが適当である。さらに、公務員や民間企業の採用に当たって、学生のボランティア活動等を通じて得られた経験、能力等を一層重視することが期待される。

(一)、3.(1) 学生に対する奨励・支援等)

第一段落は大学における正課教育ないし正課外教育において、ボランティアに関連する授業科目や実践を組み込むこと、特にインターンシップをキャリア教育ではなくボランティア活動の一部として捉えている。一方、第二段落は大学内のボランティア活動推進のための組織整備が強調されており、特にボランティアを組織化し教育面でも支援するためのセンターの設置が提唱されている。そのうえで、第三段落は国および企業からの多様な支援・活用が強調されており、本文では、ボランティア活動を積極的に進めている大学への国からの財政面を含めた支援、大学評価における指標の一つとしての活用、および就職活動時に企業に提出する履歴書にボランティア活動の有無に関する記述ができる欄を設けることなどが提唱されている。

さらに、高校までの教育におけるボランティア活動推進のために、大学入試での活用について言及している箇所は、以下の通りである。

ボランティア活動等と関連付けた大学入試の推進

高等学校段階までの青少年の学校内外の生活において、大学入学者選抜の在り方が与える影響が大きい。大学にとっても、高等学校段階までに多様な体験活動を行った生徒は、大学入学後の学ぶ姿勢や意欲が高く大学教育の活性化にも資するものと考えられる。このため、大学においては、受入方針において、ボランティア活動等を積極的にを行う学生を評価することを明確にし、例えば、論文試験にボランティア活動の実践を含め高等学校時代の活動を前提とした出題も含める、先述のヤング・ボランティア・パスポート（仮称）を活用する等、高等学校段階までの活動経験と関連付けた大学入学者選抜の取組が期待される。

(一)、2、(3) 3) ボランティア活動等と関連付けた大学入試の推進)

こうした提言はいずれも、一九九二年の生涯学習審議会答申の内容を具体化したものと位置付けられ、漸進的に大

学教育改革においてボランティア活動の評価が導入されてきている。すでに多くの大学では推薦入試やAO入試を行う場合に、ボランティア活動に関する実績を評価の指標として公表している。また、ボランティア関連の科目は本学においてもすでに多様な展開を示しており、その母体となる平山郁夫記念ボランティアセンター(WAVOC)が設置されている。

なお、上記引用箇所は奉仕という性格よりも主体性の涵養や学習意欲の向上といった文脈で捉えられている点も、現在までの高大接続改革との関連で注目される。

なお、二〇〇三年から開始された「特色ある大学教育支援プログラム(特色GP)」においても、ボランティア活動、ボランティア学習、さらにはサービスマーケティングといった取組みが評価され、採択されている。これらはいずれも学生がボランティア活動や奉仕活動を通じて、社会性や主体性といった汎用的資質を高めるための取組事例として多くの大学に参照されることとなった。

(二) 教養教育としてのボランティア活動

こうした単位認定や入学者選抜における活動に注目した実利的な議論とは若干離れて、ボランティア活動を教養教育として捉えた議論もまた、中央教育審議会で実施されている。

二〇〇二年二月に発表された中央教育審議会の「新しい時代における教養教育の在り方について」答申では、第三章「どのように教養を培っていくのか」の第2節「青年期における教養教育」3. 「大学における教養教育」において、抜本的な教養教育の改革が必要であると言及した直後に、国際比較の観点から大学生の教養教育としての社会経験の重要性に言及し、その具体的な方法としてボランティアへの参加を推奨している。

教養教育は、大学のカリキュラムの中だけで完結するものではない。この世代の青年が、部活動やサークル活動などを通じて協調性や指導力などの資質を磨くこと、各種のメディアや情報を正しく用いて現実を理解する力を身に付けること、国内外でのボランティア活動、インターンシップなどの職業体験、更には、留学や長期旅行などを通じて、自己と社会とのかかわりについて考えを深めることも教養を培う上で重要である。ヨーロッパの多くの国では、大学に入学する前に、社会での活動を行うことが積極的に受け止められており、大学入学者の平均年齢は我が国よりも二、三歳高い。我が国においても、大学を休学して長期間のボランティア活動に取り組んだり、職業経験を積んだ後に再度大学に入り直したりといった「寄り道」をするこの意義を社会全体で認識し、評価する必要がある。

ここでは、他者との協働のための「協調性や指導力」の獲得が重視されていることが読み取れる。また後半では前述の英国型ギャップ・イヤーを利用し、あるいは在学中に休学する形で長期間のボランティア活動に参加することを評価すべきとしている点も注目される。

なお、二〇〇〇年代を通じて文部科学省による大学・学生によるボランティア活動の充実が政策として取り上げられる中で、新たに設置された日本学生支援機構ではその実態を調査・公表し、大学でのボランティア活動の充実を支援するための情報提供を進めてきた。具体的には、ボランティア活動に特化した調査として二〇〇四年から二〇〇八年にかけて「大学等におけるボランティア活動の収集・提供の体制等に関する調査報告書」が公表されている。

また、中央教育審議会では、二〇〇八年二月に「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ― 知の循環型社会の構築を目指して ―」答申を公表している。この答申では学習ボランティア等に言及されているが、大学生ではなく主に成人一般を対象とし、地域のボランティアセンター等の活用が期待されている。これは一九九〇年代の生涯学習審議会の議論を継承するものと言えるであろう。

3. 二〇一〇年代の捉え方

二〇一〇年代は、東日本大震災をはじめとして自然災害が相次ぐ中で、学生のボランティア活動への注目が集まるとともに、一方でその負の側面もまた言及されることが増えてきた時期となっている。

二〇一三年の中央教育審議会「今後の青少年の体験活動の推進について」答申では、初等・中等段階だけでなく、教員養成段階でもボランティア活動を積極的に活用して児童・生徒・教員志望者の資質向上を図ることが期待されている。一方で、大学生のボランティア活動については、以下のように言及されている点が注目される。

東日本大震災の被災地でのボランティアに参加したいという大学生等も多くいるが、休学中の学費や単位取得への影響を懸念する意見もある。国内の大きな課題に取り組む体験活動は重要であり、大学等が必要な配慮を図ることが望まれる。

(答申33頁)

ここでは、学生がボランティア活動に過剰に注力することにより、その本分とも言える学習やひいては卒業に影響を及ぼすことに対する懸念が示されている。また関連して早稲田大学のボランティアセンターが発表した「学生災害支援ボランティアの心得十か条」は、現在に至るまでボランティアを志望する本学学生に留まらず、多くの大学のボランティア活動関係者に参照されている(沖 二〇一九等)。

二〇一三年頃から本格化した高大接続改革の議論を通じて、学力の三要素の一つと位置付けられている「主体的に多様な人々と協働して学ぶ態度」の育成が求められてくる中で、探究型学習の導入に伴い、課外活動としてのボランティア活動は新たな位置づけが模索されているように思われる。一方で大学教育におけるボランティア活動は、その

多様なあり方を通じて学生の主体性育成にとって依然として重要な活動の一つとなっている。次の一〇年間の方向性を確認するうえで、過去三〇年の動向を再確認することの意義は少なくない。

おわりに

本稿では一九八〇年代から現在までの学生支援の改革動向、特に審議会答申や法規・通知等を中心に、ボランティア活動や障がい学生支援のあり方がどのように転換してきたかを記述してきた。学生支援の取組みは、入学してきている学生の特性と不可分であり、研究においても実践においても個別事例の蓄積が重要な意味を持つ領域である。その点で過度の一般化は避けるべきものであろう。

しかし、第一章で言及した通り、廣中レポート前と後では、教職員と学生との関係性自体が大きく変容してきているものと考えられる。本学の実践例でこうした変容を示唆する典型的事例としては、こうはいナビが挙げられる⁽⁶⁾。

こうはいナビは、本学の中期計画NEXT125において職員提案のプロジェクトとして立ち上げられた学職連携のプログラムである。特に新入生の様々な質問を受け、早稲田祭では志願者の質問を受けるなど、典型的なピア・サポートである。こうした内容のみならず、運営面でも、その立ち上げ時は職員が主導であったものが、二〇一二年度以降は学生リーダー主導で職員がサポート役に回るという形で学生支援の新たな形が構築され、現在に至っている。こうした取組みを学生が独自に、あるいは大学主導で行うことはあったとしても、こうした学習支援、学生支援の取組みを学職連携で進めていくということ自体が、まさに二〇〇〇年代以降の全国的な学生支援の動きを主導しているとも言えるであろう。

こうはいナビ以前からキャリアアセンターでアドバイザーとして在学生の相談をうける四年生や、近年ではGSセンターで個別サポートを担当する在学生など、学生自身が学生支援に関与していく動向は、本学内でもさらに多様化してきている。本稿が対象とする時期は一九八〇年代から二〇一〇年代前半までであるが、学生支援の動向は今後の大学教育の方向性を決めるものとして従来以上にその重要性が高まるものと思われる。特に教員がその意識を転換させ、何に関与しうるのかは、多様な課題を持ちつつも、特に私立大学における課題となるものと思われる。

註

- (1) 本稿では引用箇所以外では「障がい」を用いている。
 (2) 広島大学のアクセシビリティリーダー養成については以下のサイトを確認。

<https://al-pc.jp/web/> (二〇二〇年二月二三日最終閲覧)

- (3) 法律上、私立大学は合理的配慮の不提供の禁止については努力義務であるが、現実には多くの大学や関連学会において合理的配慮の問題が議論となり、共同研究等を通じて情報共有が進められている。

- (4) ここまでの引用箇所はいずれも当該報告書「五、大学等における合理的配慮」より。

- (5) 一九八〇年代までの本学を含めた大学における障がい学生支援の動向については障害学生問題研究会編（一九九〇）に詳しい。また本学障がい学生支援室に関する動向に

ついでには本田（二〇一六）参照。

- (6) こうはいナビについては、以下のサイトなどを確認。
http://www.waseda.jp/keiei/nex125/about/staff/project_01.html (二〇二〇年二月二三日最終閲覧)

参考文献

- ※ 文部省、文部科学省の審議会、委員会、通知については、文部科学省のウェブサイトおよび国立国会図書館のアーカイブ掲載データを参照しており、本参考文献では言及しない。
- 沖 清豪（二〇一七）「発達障害学生支援の現状と次のステップ」『大学教育学会誌』第三九巻第一号、七二七-七三頁。
- 沖 清豪（二〇一九）「ボランティア活動」学生文化創造編『変わる大学、求められる学生支援』学生文化創造、八五-八九頁。

興梠寛（一九九九）「共生社会へのアカデミズムの新たな冒険」

『大学と学生』四〇九号、六一―一頁。

国際障害者年推進本部（一九八二）「障害者対策に関する長期

計画」

国立大学協会・大学入試センター（一九七七）『昭和五四年度

国立大学・公立大学入学試験要項』文部省。

障害学生問題研究会編（一九九〇）『総合大学における障害学

生のあり方の基礎研究』多賀出版。

障害者対策推進本部（一九九三）「障害者対策に関する新長期

計画」全員参加の社会づくりをめざして」

西村秀雄・沖、清豪（二〇一八）「学生の多様化と初年次教育・

学生支援の連携——発達障がい学生の受け入れをめぐっ

て」初年次教育学会『進化する初年次教育』世界思想社、

七七八―八九頁。

デイクソン、アレック（興梠寛監訳）（一九九四）『世界はいま

ボランテニア学習の時代』JYVA（日本青年奉仕協会）

出版部。

原田隆司（二〇〇一）「意味から人間関係へ——立体的なボラ

ンテニア理解に向けて」国際ボランテニア学会『ボラン

テニア研究』第二号、二一―二八頁。

本田恵子（二〇一六）「早稲田大学における障がい学生支援の

取り組みについて」『コンピュータ&エデュケーション』

第四〇巻、一九―二五頁。